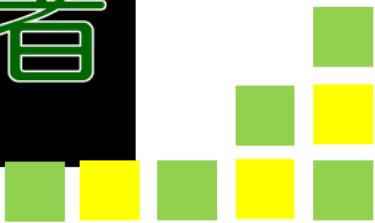


認知症介護指導者 養成研修



— 認知症介護指導者養成研修とは —

- 都道府県・政令指定都市が実施する認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業所等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することを目的とした研修です。
(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知)
- 本研修は平成13年度から実施されており、これまでに2,251名の認知症介護指導者が誕生しました（平成 28 年 11 月末現在）。
- 認知症介護指導者は基礎研修や実践研修以外の場においても、「地域住民や専門職を対象とした研修会の講師」「行政の委員会や会議等への参加」「当事者や地域住民向けの相談・啓発活動」など、認知症の人にやさしい地域づくりのために様々な活動に取り組んでいます。
- 認知症介護指導者が所属する事業所には、その配置を要件の一部とした「認知症専門ケア加算」が算定されます。
- 基礎研修の創設や実践者研修の受講希望者の急増により、講師役の認知症介護指導者がますます必要とされています。



(講義の様子)



(演習に取り組む受講生)



(修了式にて)

認知症介護指導者の人物像

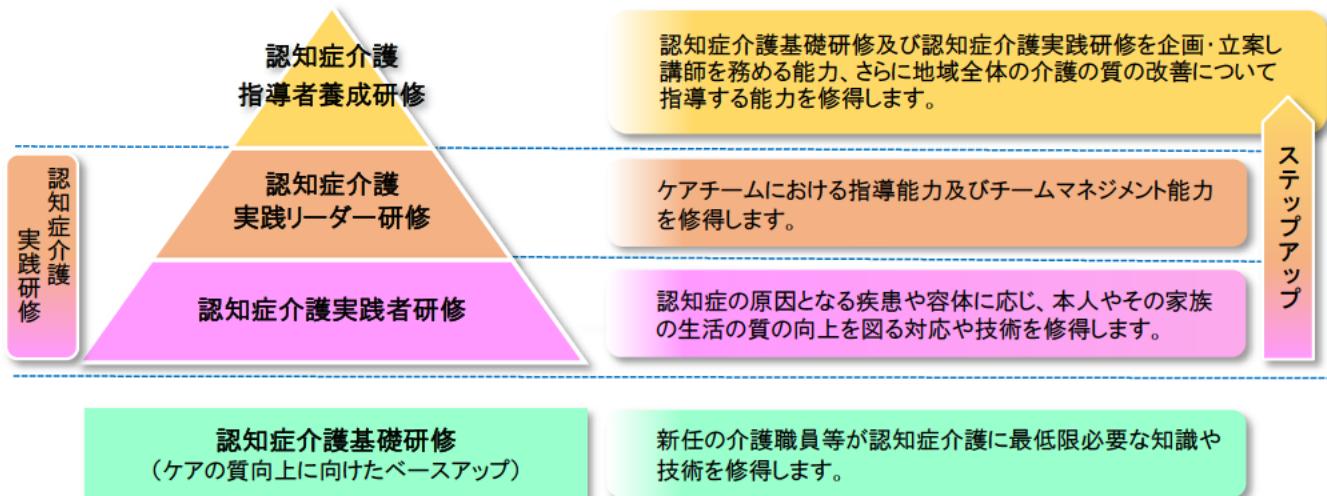
- 認知症介護実践者等養成事業の目的に応じ、効果的に授業(講義・演習)を計画し、実践・評価できる
- 地域全体の認知症ケアの質向上のために、適切にアドバイスできる
- 行政(国、都道府県、市区町村)の認知症施策を理解し、認知症介護指導者として認知症施策に関与できる
- 地域において認知症ケアの課題解決のために研究的な活動を展開し、成果を発信できる



認知症介護指導者になるには

都道府県・政令指定都市または介護保険事業所の長から推薦を受け、東京都(杉並区)、愛知県(大府市)、宮城県(仙台市)に所在する認知症介護研究・研修センターにおいて行われる「認知症介護指導者養成研修」を修了することにより養成されます。3センターではそれぞれ担当する地域を決めており、研修日程や内容など詳しい情報は「認知症介護情報ネットワーク(通称「DCnet」、<http://www.dcnet.gr.jp/>)」をご覧になるか、各センターへお問い合わせください。

【認知症介護実践者等養成事業の構造】



【研修対象者】

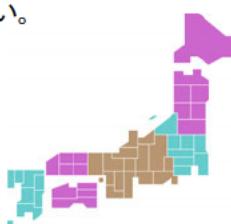
以下の①から⑤の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県・政令指定都市又は現に勤務している介護保険施設・事業所等の長が適当と認め推薦する者に対し、認知症介護研究・研修センターが実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とします。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士
若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - (ア)介護保険施設・事業所等に従事している者(過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む)
 - (イ)福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - (ウ)民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ③ 認知症介護実践リーダー研修修了者(痴呆介護実務者研修専門課程修了者含む)
- ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

【受講申し込み】

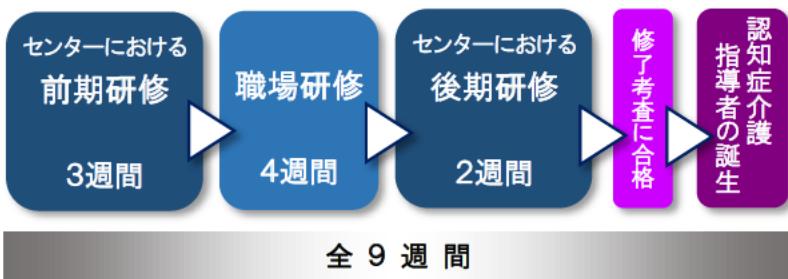
- ・所管の都道府県・政令指定都市の担当部署を通じての申し込みとなります。
- ・申し込みの際には、受講申込書・推薦書・選抜考査のための実践事例報告などの書類を提出していただきます。
- ・募集時期や方法など、詳しくは各都道府県・政令指定都市の担当部署へお問い合わせください。

- 【担当地域】**
- | | |
|--------|----------------------|
| 仙台センター | 北海道地域、東北地域、中国地域、四国地域 |
| 東京センター | 関東・新潟地域、九州・沖縄地域 |
| 大府センター | 北陸地域、甲信地域、東海地域、関西地域 |



▶ 指導者養成研修の流れ

研修は9週間にわたって実施され、前期3週間・後期2週間はセンターで講義・演習・実習、途中4週間は自職場で実習に取り組み、認知症介護に関する専門的な知識及び技術や、研修プログラム作成方法及び教育技術を修得します。



【カリキュラム】



研修修了生の声（9週間の指導者研修を振り返って）



(研修中のグループワーク)

この研修で「自分に足りないことは何か気付きたいたい」という思いで参加した。そして研修を修了して気づいたことは、「一つの物事に対して深く考え、多角的に見ることが足りていなかった」ということだった。

今後、指導者として活動する時には、ひとつひとつの言葉を大切にしながら、自分がどう相手に伝え、またどう一緒に考えていくのかを意識しながら関わっていきたい。そして、もっと積極的に研修などに参加して、知識や技術を吸収していくみたい。

H 氏(平成24年度第3回修了)



認知症介護指導者の様々な活動

認知症介護指導者は、実践研修の企画・立案、講師役だけでなく、認知症の人に対するやさしい地域づくりのために様々な活動を行っています。

平成27年度に3センターが実施した「認知症介護指導者の地域活動に関する実態調査」では、以下のように行政や関係職種との連携、当事者への支援や啓発活動等、地域において幅広く活躍していることが明らかとなりました。



(認知症サポートー養成講座で講師を務める指導者)

研修会等の活動

「専門職向け研修会に携わる 94.4%」

中でも認知症介護実践研修への関与が一番多く、認知症サポートー養成研修をはじめ、地域向けの活動にも積極的に関わっています。

「国や都道府県の委員会等への参加 17.6%」

国や都道府県以外にも、市区町村の委員会等に 40.9%の指導者が参加しています。中でも地域ケア会議への参加が最多。委員定数が少ないことを踏まえると相応の指導者が参画しています。

行政の委員会や会議への参加

関連職種・各種機関との連携等

「地域包括支援センターと連携している 47.7%」

勉強会や情報交換、カンファレンス等高い割合で連携しています。地域ケア推進の拠点となる地域包括支援センターと協働し、センターの機能を補完し活動し、新オレンジプランで求められている役割を果たし始めています。

「当事者の相談や啓発活動 65.4%」

当事者の相談等以外にも、当事者を支援する人の相談や啓発活動は 63.4%、一般の方々の相談や啓発活動は 55.2%の指導者が実施しています。新オレンジプランで広がりを見せようとしている認知症カフェやサロンの開催や参加にも積極的に関わっています。

当事者や地域住民向けの相談・啓発活動等

行政担当者からの声

認知症介護指導者との連携は重要です！

滋賀県における認知症介護指導者の役割と今後の期待<滋賀県行政担当者>

滋賀県における認知症介護指導者は、所属施設や事業所等における仕事もある中、本県が開催する認知症介護実践者研修など様々な研修会の講師やファシリテーターをはじめ、研修の企画・立案、内容の見直し等にもご協力いただいており、県内の介護人材の育成において極めて重要な役割を担っています。

また、認知症介護指導者によっては、自施設での研修会の開催や認知症カフェの運営、初期集中支援チームのチーム員としての活動など多岐に渡る活動をされており、本県の認知症施策を推進するうえでも欠かせない存在となっています。

今後も認知症施策の推進に向け、様々な場面で認知症介護指導者と連携・協働することが必要であり、更なる活躍を期待しています。



(都道府県・政令市担当者と大府センターとの情報交換会)

詳しくは

DCnet

検索

<http://www.dcnet.gr.jp/>